

設計等委託に係る積算内訳書の提出について

平成26年に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、平成27年4月1日以降、公共工事の入札参加者には入札金額の内訳書の提出が義務付けられています。

東京都水道局（以下「当局」という。）においては、工事に加え、建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査の委託においても、以下のとおり積算内訳書の提出を求めることとしましたので、お知らせします。

1 対象業務

予定価格100万円超の、業種を建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査とする委託業務のうち、競争入札及び競争見積による随意契約にて発注する案件を対象とします。

※ただし、単価契約にて発注する案件は除くものとします。

2 提出方法

(1) 入札書の提出の際に、東京都電子調達システムの添付機能を利用して積算内訳書を提出してください。【3 注意事項を必ずご確認ください。】

(2) 積算内訳書の項目及び書式については案件ごとに定め、指名通知の際に交付することとします。

（積算内訳書の項目例）

(ア) 業種を「建築設計」とするもの（設備設計のうち分野を建築電気設備、建築通信設備及び建築機械設備として発注するものを含む）
直接人件費、諸経費、技術料等経費、特別経費

(イ) 業種を「土木設計」とするもの（設備設計のうち分野を土木電気設備、土木通信設備及び土木機械設備として発注するものを含む）
直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等

(ウ) 業種を「測量」とするもの
直接測量費、測量調査費、諸経費

(エ) 業種を「地質調査」とするもの
直接調査費、間接調査費、解析等調査業務費、諸経費

3 注意事項

- (1) 落札予定者となった方について、入札書に積算内訳書の添付が無く、かつ当局が別途指示する日時までに積算内訳書の提出が無かった場合は、その方のした入札は無効とします。
- (2) 落札予定者となった方について、積算内訳書に記載された金額と入札価格が異なる場合等は、その方のした入札は無効とします。十分ご留意のうえ、積算内訳書を作成してください。

4 適用開始日

令和元年10月1日以後に公告等を行う案件から適用を開始します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課（契約調整担当）
直通（03）5320-6402